

依存症者に対する医療及びその回復支援に関する検討会 開催要綱

1. 目的

政府における各種依存症対策における取組として、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年8月22日閣議決定）や「常習飲酒運転者対策の推進について」（平成19年12月26日常習飲酒運転者対策推進会議決定）、「自殺総合対策大綱」（平成19年6月8日閣議決定、平成24年8月28日一部改正）において、相談支援の充実等が掲げられている。

しかしながら、これらで掲げられている対策は、乱用防止対策や常習飲酒運転者対策、自殺対策の一環として提示されているものであり、明確に依存症者に対する医療及びその回復支援の回復に特化した観点で取組を行っていくことが求められている。

また、依存症者から回復するためには、精神科医療機関において適切に治療を行うとともに、医療機関、行政、自助団体、依存症者の家族等が協働して支援を行うことが重要であるが、依存症の治療を行う医療機関が少ないことや、治療を行っている医療機関の情報が乏しいこと、依存症に関する効果的な治療方法が見つからないことなど、依存症者が適切な治療を受けられていない現状にある。

さらに、現在、刑法等の一部改正が検討されており、その中においては、更生保護法を一部改正し、保護観察における指導監督の方法として、規制薬物等に対する依存の改善に資する医療を受けるよう、必要な指示その他の措置を行うことを追加することとされており、依存症に対する医療体制の充実が強く求められている。

このため、これまでの依存症に対する取組や調査・研究結果等を踏まえつつ、依存症者に対する医療及び回復支援に関する検討を行うこととする。

2. 検討事項

- (1) 依存症者やその家族が身近に相談できる場所の提供
- (2) 精神科医療機関で適切かつ継続的に依存症治療を受けられる体制の整備
- (3) 患者の個別の状態像に応じた各種治療・回復プログラムの研究・開発
- (4) 医療機関、行政、自助団体、依存症者の家族等の連携体制の強化
- (5) その他依存症者に対する治療及びその回復支援のために必要な事項

3. 構成員

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとし、必要に応じ有識者を参加させることができる。
- (2) 本検討会に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

4. 検討会の運営等

- (1) 検討会は、社会・援護局障害保健福祉部長による検討会とし、社会・援護局障害保健福祉部長が開催する。
- (2) 検討会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室が行う。
- (3) 検討会は、公開とする。
- (4) 本要綱に記載のないものについては、別途定めるものとする。